

## 令和元年11月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月8日(金) 午後1時55分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(21名)

1番	永利	春雄	2番	寺崎	廣喜
3番	田箆	富子	4番	山下	芳文 (欠席)
5番	山田	憲二	6番	永利	昇
7番	大中	久敏	8番	野田	敏之
9番	山田	武二	10番	佐藤	英昭
11番	白木	治	12番	廣田	一郎
13番	米倉	一雄	14番	中原	孝司
15番	藤井	豊志	16番	柳	文子
17番	天本	徹	18番	田箆	新
19番	白木	隆弘	20番	井手	浩 (欠席)
21番	久光	壽子	22番	草場	小夜子
23番	伊藤	武則			
5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 皆さん、こんにちは。時間前ではありますが、お揃いでございますので、始めさせていただきます。

始めに、一言ごあいさつ申し上げます。

朝晩、ずいぶん寒くなって参りましたが、風邪、インフルエンザの季節を迎えております、体調管理には、十分ご注意をお願いいたします。

また、農作業では、大豆の収穫そして麦の播種など、まだまだ忙しい時期が続きます。そうした中、農業委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案 3件、報告事項 3件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は、21名で委員定足数に達しております。

なお、山下 芳文 委員、井手 浩 委員より、欠席届が出ています。

よって、令和元年11月 小都市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、12番 廣田 一郎 委員、13番 米倉 一雄 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に

ついて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、3条の有償移転で、売買となっております。力武地内の畑2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、3条の有償移転で、売買となっております。下岩田地内の田3筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は耕作が便利のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号3は、3条の無償移転で、贈与となっております。大板井地内の田18筆、畑3筆、合計21筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

こちらは、親子間の贈与となります。

(位置図で場所の説明)

議案書の3ページをお願いします。

番号4は、3条の無償移転で、贈与となっております。大板井地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

こちらにも、親子間の贈与となります。

(位置図で場所の説明)

議案書の4ページをお願いします。

番号5は、3条の無償移転で、贈与となっております。干潟地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

こちらにも、親子間の贈与となります。

(位置図で場所の説明)

次に、番号6は、3条の有償移転で、売買となっております。三沢地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、福童地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するため申請

があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地より500メートルの円を描いた中に、小郡中学校と高尾デンタルクリニックが入る位置関係となっています。

また、申請地の南側の市道には上下水道管が埋設されております。以上のことから、上下水道管の埋設された道路の沿線の区域で、500メートル以内に2以上の教育・医療施設がある第3種農地に区分されます。従いまして、第3種農地は、基本的に許可が可能な案件となっておりますので、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。番号2は、下岩田地内の田2筆です。資材置場及び作業ヤードを確保するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の北側に市道が位置するところですが、今回、橋の架け替え工事に伴い、譲受人が請け負われ、工事を行うにあたって、申請地でしか作業ができないとのことで、申請が上がっております。

申請地は、農用地区域内の農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地で、原則、不許可ですが、例外規定により、許可日から3年間以内の一時転用ですので、例外規定に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。次に、番号3及び番号4は、上岩田地内の田2筆です。露天資材置場として使用するために、転用申請があったものです。

(位置図で場所、計画概要、断面の説明)

当該申請地は、甘木鉄道松崎駅から550メートルライン内に位置しています。このことから、鉄道の駅から概ね500メートル以内にある第2種農地に分類されます。

また、申請地の西側に水路があり、その西側に、以前、農地転用の申請及び許可を受けた資材置場があります。すでに転用している資材置場の方から、今回の申請地に、水路に橋を架けて、申請地に入る計画となっております。

用排水につきましては、給水は不要ですし、雨水は南側の樋を介して水路へ放流する計画となっております。汚水・雑排水は発生しません。水路関係については、水利承諾書が添付されております。

以上から、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、議案書6ページをお願いします。番号5は、山隈地内の畑1筆です。場所は、甘木鉄道山隈駅から500メートル圏内になります。したがって、先ほどと同様、鉄道の駅から概ね500メートル以内にある第2種農地に区分分けされます。

申請地の南側は宅地であり、国道500号から宅地を経由して、今回の申請地へ、露天資材を搬入搬出する計画となっています。

また、用排水につきましては、給水は不要で、雨水は西側の柵を介して水路へ放流することになっています。汚水・雑排水は発生しませんが、水利承諾書は添付されております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

なお、番号1から番号5までは、先月開催しました地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

本日、別冊でお配りをしている農業経営基盤強化促進事業による利用権設定と書いた資料をご覧ください。

1 ページをめくって頂いて、表紙の裏側をご覧ください。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回9月に受付しました利用権設定につきましては、再設定52件、新規35件、合計87件、また、期間借地につきましては、再設定6件、新規10件、合計16件の申請を受理いたしております。なお、公告は11月15日付といたしております。

いずれも、別冊のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

なお、該当する案件を10月の地区会議において報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出4件につきまして報告いたします。

初めに、番号1は、八坂地内の田3筆です。貸手の都合による合意解約です。

次に、番号2は、干潟地内の田6筆です。借手の都合による合意解約です。

次に、番号3は、下岩田地内の田3筆です。売買のために合意解約されるものです。

最後に、番号4は、大崎地内の田4筆です。利用権設定内容の変更のため解約されるものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

議案書の9ページをご覧ください。

番号1は、寺福童地内の畑2筆です。

転用の目的としては敷地拡張のため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

最後に、議案書の10ページをご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告をいたします。



番号1は、寺福童地内の畑3筆で宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

続きまして、番号2は、寺福童地内の畑3筆で宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

最後に、番号3は、稲吉地内の畑2筆で露天駐車場の建設のため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和元年11月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和元年11月8日(金) 午後 2時25分閉会